

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について（平成12年3月8日老企第41号）（抄）

新	旧
<p>第1～第4（略）</p> <p>第5 体制状況一覧表の記載要領について</p> <p>1（略）</p> <p>2 訪問介護 ～（略）</p>	<p>第1～第4（略）</p> <p>第5 体制状況一覧表の記載要領について</p> <p>1（略）</p> <p>2 訪問介護 ～（略）</p> <p>「介護職員処遇改善加算」については、大臣基準告示第4号イに該当する場合は「加算」、同号ロに該当する場合は「加算」、同号ハに該当する場合は「加算」と記載させること。</p> <p>「介護職員等特定処遇改善加算」については、大臣基準告示第4号の2イに該当する場合は、「加算」、同号ロに該当する場合は「加算」と記載させること。</p>
<p>— 「介護職員等ベースアップ等支援加算」については、大臣基準告示第4号の3に該当する場合に、「あり」と記載させること。</p>	<p>（新設）</p>
<p>3 訪問入浴介護 ～（略）</p>	<p>3 訪問入浴介護 ～（略）</p> <p>「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2を準用されたい。</p> <p>「介護職員等特定処遇改善加算」については、大臣基準告示第6号の2イに該当する場合は、「加算」、同号ロに該当する場合は「加算」と記載させること。</p>
<p>— 「介護職員等ベースアップ等支援加算」については訪問介護と同様であるので、2を準用されたい。</p>	<p>（新設）</p>
<p>4～6（略）</p> <p>7 通所介護 ～（略）</p>	<p>4～6（略）</p> <p>7 通所介護 ～（略）</p> <p>「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2を準用されたい。</p> <p>「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、3を準用されたい。</p>
<p>— 「介護職員等ベースアップ等支援加算」については訪問介護と同様で</p>	<p>（新設）</p>

<p><u>あるので、2 を準用されたい。</u></p> <p>8 通所リハビリテーション ～ (略)</p>	<p>8 通所リハビリテーション ～ (略)</p> <p>「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2 を準用されたい。 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、3 を準用されたい。</p>
<p><u>「介護職員等ベースアップ等支援加算」については訪問介護と同様であるので、2 を準用されたい。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>9 (略)</p> <p>10 短期入所生活介護 ～ (略)</p>	<p>9 (略)</p> <p>10 短期入所生活介護 ～ (略)</p> <p>「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2 を準用されたい。 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、3 を準用されたい。なお、施設等の区分が「併設型・空床型」又は「併設型・空床ユニット型」である指定短期入所生活介護事業所の場合は、「併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算 の届出状況」について該当するものを記載させること。</p>
<p><u>㉑ 「介護職員等ベースアップ等支援加算」については訪問介護と同様であるので、2 を準用されたい。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>㉒ 介護老人福祉施設に係る届出をした場合で、「空床型」を実施する場合は、 から まで、 、 、 、 から まで及び から㉑までについては内容が重複するので、届出は不要とすること。</u> 介護老人福祉施設にて日常生活継続支援加算に係る届出をした場合で、短期入所生活介護における「空床型」にてサービス提供体制強化加算を算定する場合は、「空床型」にてサービス提供体制強化加算を算定する旨の届出を提出する必要がある。</p>	<p><u>㉑ 介護老人福祉施設に係る届出をした場合で、「空床型」を実施する場合は、 から まで、 、 、 、 から まで及び から__までについては内容が重複するので、届出は不要とすること。</u> 介護老人福祉施設にて日常生活継続支援加算に係る届出をした場合で、短期入所生活介護における「空床型」にてサービス提供体制強化加算を算定する場合は、「空床型」にてサービス提供体制強化加算を算定する旨の届出を提出する必要がある。</p>
<p>11 短期入所療養介護（介護老人保健施設型） ～ (略)</p>	<p>11 短期入所療養介護（介護老人保健施設型） ～ (略)</p> <p>「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2</p>

<p>— 「介護職員等ベースアップ等支援加算」については訪問介護と同様であるので、2 を準用されたい。</p> <p>— 介護老人保健施設に係る届出をした場合は、 から まで及び から までについては内容が重複するので、届出は不要とすること。</p>	<p>を準用されたい。</p> <p>「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、3 を準用されたい。なお、「併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算 の届出状況」について該当するものを記載させること。</p> <p>(新設)</p> <p>— 介護老人保健施設に係る届出をした場合は、 から まで及び から までについては内容が重複するので、届出は不要とすること。</p>
<p>12 短期入所療養介護（病院療養型） ～ （略）</p>	<p>12 短期入所療養介護（病院療養型） ～ （略）</p> <p>「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2 を準用されたい。</p> <p>「介護職員等特定処遇改善加算」については短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、11 を準用されたい。</p>
<p>— 「介護職員等ベースアップ等支援加算」については訪問介護と同様であるので、2 を準用されたい。</p> <p>— 「介護療養型医療施設」の「療養型」に係る届出をした場合は、 、 、 （介護支援専門員に係る届出を除く。） から まで及び から までについては内容が重複するので、届出は不要とすること。</p>	<p>(新設)</p> <p>— 「介護療養型医療施設」の「療養型」に係る届出をした場合は、 、 、 （介護支援専門員に係る届出を除く。） から まで及び から までについては内容が重複するので、届出は不要とすること。</p>
<p>13 短期入所療養介護（診療所型） ～ （略）</p>	<p>13 短期入所療養介護（診療所型） ～ （略）</p> <p>「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2 を準用されたい。</p> <p>「介護職員等特定処遇改善加算」については短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、11 を準用されたい。</p>
<p>— 「介護職員等ベースアップ等支援加算」については訪問介護と同様であるので、2 を準用されたい。</p> <p>— 「介護療養型医療施設」の「診療所型」に係る届出をした場合は、 、 、 及び から までについては内容が重複するので、届出は不要とすること。</p>	<p>(新設)</p> <p>— 「介護療養型医療施設」の「診療所型」に係る届出をした場合は、 、 、 及び から までについては内容が重複するので、届出は不要とすること。</p>

<p>14 短期入所療養介護（認知症疾患型） ～ （略）</p>	<p>14 短期入所療養介護（認知症疾患型） ～ （略） 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2を準用されたい。 「介護職員等特定処遇改善加算」については短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、11を準用されたい。</p>
<p>— 「介護職員等ベースアップ等支援加算」については訪問介護と同様であるので、2を準用されたい。 — 「介護療養型医療施設」の「認知症疾患型」に係る届出をした場合は、から まで及び から_までについては内容が重複するので、届出は不要とすること。</p>	<p>（新設） — 「介護療養型医療施設」の「認知症疾患型」に係る届出をした場合は、から まで及び から_までについては内容が重複するので、届出は不要とすること。</p>
<p>15 短期入所療養介護（介護医療院型） ～ （略）</p>	<p>15 短期入所療養介護（介護医療院型） ～ （略） 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2を準用されたい。 「介護職員等特定処遇改善加算」については短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、11を準用されたい。</p>
<p>— 「介護職員等ベースアップ等支援加算」については訪問介護と同様であるので、2を準用されたい。 — 「介護医療院」に係る届出をした場合は、 、 、 （介護支援専門員に係る届出を除く。） から まで及び から_までについては内容が重複するので、届出は不要とすること。</p>	<p>（新設） — 「介護医療院」に係る届出をした場合は、 、 、 （介護支援専門員に係る届出を除く。） から まで及び から_までについては内容が重複するので、届出は不要とすること。</p>
<p>16 特定施設入居者生活介護 ～ （略）</p>	<p>16 特定施設入居者生活介護 ～ （略） 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2を準用されたい。 「介護職員等特定処遇改善加算」については、大臣基準告示第四十四号の二に該当する場合は「加算」、同号口に該当する場合は「加算」と記載させること。</p>
<p>— 「介護職員等ベースアップ等支援加算」については訪問介護と同様であるので、2を準用されたい。</p>	<p>（新設）</p>

17 特定施設入居者生活介護（短期利用型）  
～（略）

— 「介護職員等ベースアップ等支援加算」については訪問介護と同様であるので、2 を準用されたい。

—（略）

18（略）

19 介護福祉施設サービス  
～<sup>③④</sup>（略）

<sup>③⑤</sup> 「介護職員等ベースアップ等支援加算」については訪問介護と同様であるので、2 を準用されたい。

20 介護老人保健施設  
～<sup>②⑧</sup>（略）

<sup>②⑨</sup> 「介護職員等ベースアップ等支援加算」については訪問介護と同様であるので、2 を準用されたい。

21 介護療養型医療施設（病院療養型）  
～<sup>②④</sup>（略）

17 特定施設入居者生活介護（短期利用型）  
～（略）

「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2 を準用されたい。

「介護職員等特定処遇改善加算」については特定施設入居者生活介護と同様であるので、16 を準用されたい。

（新設）

—（略）

18（略）

19 介護福祉施設サービス  
～<sup>③④</sup>（略）

<sup>③③</sup> 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2 を準用されたい。

<sup>③④</sup> 「介護職員等特定処遇改善加算」については、大臣基準告示第八十八号の二に該当する場合は「加算」、同号口に該当する場合は「加算」と記載させること。

（新設）

20 介護老人保健施設  
～<sup>②⑧</sup>（略）

<sup>②⑦</sup> 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2 を準用されたい。

<sup>②⑧</sup> 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、3 を準用されたい。

（新設）

21 介護療養型医療施設（病院療養型）  
～<sup>②④</sup>（略）

<sup>②③</sup> 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2 を準用されたい。

<p>⑳ 「介護職員等ベースアップ等支援加算」については訪問介護と同様であるので、2 を準用されたい。</p>	<p>㉔ 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、3 を準用されたい。</p> <p>(新設)</p>
<p>22 介護療養型医療施設（診療所型） ～（略）</p>	<p>22 介護療養型医療施設（診療所型） ～（略）</p> <p>「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2 を準用されたい。</p> <p>「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、3 を準用されたい。</p>
<p>㉑ 「介護職員等ベースアップ等支援加算」については訪問介護と同様であるので、2 を準用されたい。</p>	<p>(新設)</p>
<p>23 介護療養型医療施設（認知症疾患型） ～（略）</p>	<p>23 介護療養型医療施設（認知症疾患型） ～（略）</p> <p>「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2 を準用されたい。</p> <p>「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、3 を準用されたい。</p>
<p>— 「介護職員等ベースアップ等支援加算」については訪問介護と同様であるので、2 を準用されたい。</p>	<p>(新設)</p>
<p>24 介護医療院 ～㉔（略）</p>	<p>24 介護医療院 ～㉔（略）</p> <p>㉓ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2 を準用されたい。</p> <p>㉔ 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、3 を準用されたい。</p>
<p>㉕ 「介護職員等ベースアップ等支援加算」については訪問介護と同様であるので、2 を準用されたい。</p>	<p>(新設)</p>
<p>25 介護予防訪問入浴介護 ～（略）</p>	<p>25 介護予防訪問入浴介護 ～（略）</p> <p>「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2</p>

<p>— 「介護職員等ベースアップ等支援加算」については訪問介護と同様であるので、2 を準用されたい。</p>	<p>を準用されたい。 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、3 を準用されたい。</p> <p>(新設)</p>
<p>26～28 (略) 29 介護予防通所リハビリテーション ～ (略)</p>	<p>26～28 (略) 29 介護予防通所リハビリテーション ～ (略) 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2 を準用されたい。 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、3 を準用されたい。</p>
<p>— 「介護職員等ベースアップ等支援加算」については訪問介護と同様であるので、2 を準用されたい。 (略)</p>	<p>(新設) (略)</p>
<p>30 (略) 31 介護予防短期入所生活介護 ～ (略)</p>	<p>30 (略) 31 介護予防短期入所生活介護 ～ (略) 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2 を準用されたい。 「介護職員等特定処遇改善加算」については短期入所生活介護と同様であるので、11 を準用されたい。</p>
<p>— 「介護職員等ベースアップ等支援加算」については訪問介護と同様であるので、2 を準用されたい。 ・— (略)</p>	<p>(新設) ・— (略)</p>
<p>32 介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設型) ～ (略)</p>	<p>32 介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設型) ～ (略) 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2 を準用されたい。 「介護職員等特定処遇改善加算」については短期入所療養介護(介護老人保健施設型)と同様であるので、11 を準用されたい。</p>

<p>__ <u>「介護職員等ベースアップ等支援加算」については訪問介護と同様であるので、2 を準用されたい。</u></p> <p>__・__ (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>__・__ (略)</p>
<p>33 介護予防短期入所療養介護(病院療養型) ~ (略)</p>	<p>33 介護予防短期入所療養介護(病院療養型) ~ (略)</p> <p>「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2 を準用されたい。 「介護職員等特定処遇改善加算」については短期入所療養介護(介護老人保健施設型)と同様であるので、11 を準用されたい。</p>
<p>__ <u>「介護職員等ベースアップ等支援加算」については訪問介護と同様であるので、2 を準用されたい。</u></p> <p>__・__ (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>__・__ (略)</p>
<p>34 介護予防短期入所療養介護(診療所型) ~ (略)</p>	<p>34 介護予防短期入所療養介護(診療所型) ~ (略)</p> <p>「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2 を準用されたい。 「介護職員等特定処遇改善加算」については短期入所療養介護(介護老人保健施設型)と同様であるので、11 を準用されたい。</p>
<p>__ <u>「介護職員等ベースアップ等支援加算」については訪問介護と同様であるので、2 を準用されたい。</u></p> <p>__・__ (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>__・__ (略)</p>
<p>35 介護予防短期入所療養介護(認知症疾患型) ~ (略)</p>	<p>35 介護予防短期入所療養介護(認知症疾患型) ~ (略)</p> <p>「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2 を準用されたい。 「介護職員等特定処遇改善加算」については短期入所療養介護(介護老人保健施設型)と同様であるので、11 を準用されたい。</p>
<p>__ <u>「介護職員等ベースアップ等支援加算」については訪問介護と同様であるので、2 を準用されたい。</u></p> <p>__・__ (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>__・__ (略)</p>
<p>36 介護予防短期入所療養介護(介護医療院型)</p>	<p>36 介護予防短期入所療養介護(介護医療院型)</p>



<p>～ (略)</p> <p>— 「介護職員等ベースアップ等支援加算」については訪問介護と同様であるので、2 を準用されたい。</p> <p>— (略)</p> <p>37 介護予防特定施設入居者生活介護 ～ (略)</p> <p>— 「介護職員等ベースアップ等支援加算」については訪問介護と同様であるので、2 を準用されたい。</p> <p>— (略)</p> <p>38 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ～ (略)</p> <p>— 「介護職員等ベースアップ等支援加算」については、大臣基準告示第 48 号の 3 に該当する場合に、「あり」と記載させること。</p> <p>39 夜間対応型訪問介護 ～ (略)</p>	<p>～ (略)</p> <p>「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2 を準用されたい。</p> <p>「介護職員等特定処遇改善加算」については短期入所療養介護(介護老人保健施設型)と同様であるので、11 を準用されたい。</p> <p>(新設)</p> <p>— (略)</p> <p>37 介護予防特定施設入居者生活介護 ～ (略)</p> <p>「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2 を準用されたい。</p> <p>「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、3 を準用されたい。</p> <p>(新設)</p> <p>— (略)</p> <p>38 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ～ (略)</p> <p>「介護職員処遇改善加算」については、大臣基準告示第 48 号イに該当する場合は「加算 」、同号ロに該当する場合は「加算 」、同号ハに該当する場合は「加算 」と記載させること。</p> <p>「介護職員等特定処遇改善加算」については、大臣基準告示第 48 号の 2 イに該当する場合は、「加算 」、同号ロに該当する場合は「加算 」と記載させること。</p> <p>(新設)</p> <p>39 夜間対応型訪問介護 ～ (略)</p> <p>「介護職員処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38 を準用されたい。</p>
---	---

<p>— 「介護職員等ベースアップ等支援加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38 を準用されたい。</p>	<p>「介護職員等特定処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38 を準用されたい。</p> <p>(新設)</p>
<p>40 地域密着型通所介護 ～ (略)</p>	<p>40 地域密着型通所介護 ～ (略)</p> <p>「介護職員処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38 を準用されたい。</p> <p>「介護職員等特定処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38 を準用されたい。</p>
<p>— 「介護職員等ベースアップ等支援加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38 を準用されたい。</p>	<p>(新設)</p>
<p>41 認知症対応型通所介護 ～ (略)</p>	<p>41 認知症対応型通所介護 ～ (略)</p> <p>「介護職員処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38 を準用されたい。</p> <p>「介護職員等特定処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38 を準用されたい。</p>
<p>— 「介護職員等ベースアップ等支援加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38 を準用されたい。</p>	<p>(新設)</p>
<p>42 小規模多機能型居宅介護 ～ (略)</p>	<p>42 小規模多機能型居宅介護 ～ (略)</p> <p>「介護職員処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38 を準用されたい。</p> <p>「介護職員等特定処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38 を準用されたい。</p>
<p>— 「介護職員等ベースアップ等支援加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38 を準用されたい。</p>	<p>(新設)</p>
<p>43 小規模多機能型居宅介護(短期利用型) ～ (略)</p>	<p>43 小規模多機能型居宅介護(短期利用型) ～ (略)</p> <p>「介護職員処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38 を準用されたい。</p>

	<p>護と同様であるので、38 を準用されたい。  「介護職員等特定処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38 を準用されたい。</p>
<p>__ 「介護職員等ベースアップ等支援加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38 を準用されたい。  (略)</p>	<p>(新設)  __ (略)</p>
<p>44 認知症対応型共同生活介護  ~ (略)</p>	<p>44 認知症対応型共同生活介護  ~ (略)  「介護職員処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38 を準用されたい。  「介護職員等特定処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38 を準用されたい。</p>
<p>__ 「介護職員等ベースアップ等支援加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38 を準用されたい。  (略)</p>	<p>(新設)  __ (略)</p>
<p>45 認知症対応型共同生活介護(短期利用型)  ~ (略)</p>	<p>45 認知症対応型共同生活介護(短期利用型)  ~ (略)  「介護職員処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38 を準用されたい。  「介護職員等特定処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38 を準用されたい。</p>
<p>__ 「介護職員等ベースアップ等支援加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38 を準用されたい。  (略)</p>	<p>(新設)  __ (略)</p>
<p>46 地域密着型特定施設入居者生活介護  ~ (略)</p>	<p>46 地域密着型特定施設入居者生活介護  ~ (略)  「介護職員処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38 を準用されたい。  「介護職員等特定処遇改善加算」については、大臣基準告示第62号の2イに該当する場合は「加算」、同号ロに該当する場合は「加算」と記載させること。</p>
<p>__ 「介護職員等ベースアップ等支援加算」については定期巡回・随時対応</p>	<p>(新設)</p>

<p><u>型訪問介護看護と同様であるので、38 を準用されたい。</u></p> <p>47 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用） ～ （略）</p>	<p>47 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用） ～ （略）</p> <p>「介護職員処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38 を準用されたい。</p> <p>「介護職員等特定処遇改善加算」については地域密着型特定施設入居者生活介護と同様であるので、46 を準用されたい。</p>
<p><u>「介護職員等ベースアップ等支援加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38 を準用されたい。</u></p>	<p>（新設）</p>
<p>48 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ～<sup>㉞</sup> （略）</p>	<p>48 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ～<sup>㉞</sup> （略）</p> <p><sup>㉝</sup> 「介護職員処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38 を準用されたい。</p> <p><sup>㉞</sup> 「介護職員等特定処遇改善加算」については、大臣基準告示第73号の2イに該当する場合は、「加算 」、同号ロに該当する場合は「加算 」と記載させること。</p>
<p><u><sup>㉟</sup> 「介護職員等ベースアップ等支援加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38 を準用されたい。</u></p>	<p>（新設）</p>
<p>49 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） ～ （略）</p>	<p>49 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） ～ （略）</p> <p>「介護職員処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38 を準用されたい。</p> <p>「介護職員等特定処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38 を準用されたい。</p>
<p><u>「介護職員等ベースアップ等支援加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38 を準用されたい。</u></p>	<p>（新設）</p>
<p>50 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型） ～ （略）</p>	<p>50 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型） ～ （略）</p> <p>「介護職員処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38 を準用されたい。</p> <p>「介護職員等特定処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問</p>

<p>— 「介護職員等ベースアップ等支援加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38 を準用されたい。</p> <p>— (略)</p>	<p>介護看護と同様であるので、38 を準用されたい。</p> <p>(新設)</p> <p>— (略)</p>
<p>51 介護予防認知症対応型通所介護 ～ (略)</p>	<p>51 介護予防認知症対応型通所介護 ～ (略)</p> <p>「介護職員処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38 を準用されたい。</p> <p>「介護職員等特定処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38 を準用されたい。</p>
<p>— 「介護職員等ベースアップ等支援加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38 を準用されたい。</p> <p>— (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>— (略)</p>
<p>52 介護予防小規模多機能型居宅介護 ～ (略)</p>	<p>52 介護予防小規模多機能型居宅介護 ～ (略)</p> <p>「介護職員処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38 を準用されたい。</p> <p>「介護職員等特定処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38 を準用されたい。</p>
<p>— 「介護職員等ベースアップ等支援加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38 を準用されたい。</p> <p>— (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>— (略)</p>
<p>53 介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用型) ～ (略)</p>	<p>53 介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用型) ～ (略)</p> <p>「介護職員処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38 を準用されたい。</p> <p>「介護職員等特定処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38 を準用されたい。</p>
<p>— 「介護職員等ベースアップ等支援加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38 を準用されたい。</p> <p>— (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>— (略)</p>

<p>54 介護予防認知症対応型共同生活介護 ～ (略)</p>	<p>54 介護予防認知症対応型共同生活介護 ～ (略) 「介護職員処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38 を準用されたい。 「介護職員等特定処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38 を準用されたい。</p>
<p><u>「介護職員等ベースアップ等支援加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38 を準用されたい。</u> (略)</p>	<p>(新設) (略)</p>
<p>55 介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用型) ～ (略)</p>	<p>55 介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用型) ～ (略) 「介護職員処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38 を準用されたい。 「介護職員等特定処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38 を準用されたい。</p>
<p><u>「介護職員等ベースアップ等支援加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38 を準用されたい。</u> (略)</p>	<p>(新設) (略)</p>
<p>第6 介護予防・日常生活支援総合事業の取扱いについて 介護予防・日常生活支援総合事業のサービスについては、次に定める項目を記載する。 ・ (略) 体制等状況一覧表の記載要領について 1 (略) 2 訪問型サービス(独自) ～ (略)</p>	<p>第6 介護予防・日常生活支援総合事業の取扱いについて 介護予防・日常生活支援総合事業のサービスについては、次に定める項目を記載する。 ・ (略) 体制等状況一覧表の記載要領について 1 (略) 2 訪問型サービス(独自) ～ (略) 「介護職員処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、第5の38 を準用されたい。 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、第5の2 を準用されたい。</p>
<p><u>「介護職員等ベースアップ等支援加算」については定期巡回・随時対</u></p>	<p>(新設)</p>

<p>応型訪問介護看護と同様であるので、第5の38を準用されたい。</p> <p>3 通所型サービス（独自） ～ （略）</p>	<p>3 通所型サービス（独自） ～ （略）</p> <p>「介護職員処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、第5の38を準用されたい。</p> <p>「介護職員等特定処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、第5の38を準用されたい。</p>
<p>「介護職員等ベースアップ等支援加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、第5の38を準用されたい。</p> <p>別紙1～1-4（内容変更有）</p>	<p>（新設）</p> <p>別紙1～1-4</p>